

藤沢市立小学校教員の懲戒処分の報告について

1 職員

教頭（49歳、男性）

2 事案の概要

当該教頭は、平成 28 年度、藤沢市内の公立小学校総括教諭として在任中、平成 29 年 3 月 13 日（月曜日）、遊戯施設において、コイン購入機の中にあつた他者のプリペイドカードを抜き取り、当該プリペイドカードに残っていた 6,000 円分を換金し、着服した。

3 発覚の経緯・その後の状況

平成 29 年 5 月 3 日（水・祝）午前 9 時頃、教頭は、自宅で所轄警察署の警察官から、任意同行を求められ事情聴取を受け、着服を認めた。

同日午前 11 時 30 分頃、教頭は、警察署から帰宅した。

同日午後 1 時頃、教頭は、校長に、事故報告。

同日午後 1 時 50 分頃、校長は、市教委に事故報告。

5 月 7 日（日）午前 9 時頃、教頭は、警察署で取り調べ。

5 月 8 日（月）午前 9 時 15 分頃、市教委は県教委（教育事務所）に事故報告。

同日午後 5 時頃、市教委は、校長と教頭に対し、事情聴取。

6 月 27 日（火）教頭は、横浜地方検察庁に出頭し、事情聴取。

6 月 30 日（金）検察庁は、教頭を不起訴処分

7 月 11 日（火）市教委は、県教委に事故報告書を提出

7 月 12 日（水）県教委は、校長及び教頭から事情聴取

4 処分の程度、理由

停職 1 月

児童に社会規範を指導する立場にある教員が、遊戯施設において、コイン購入機の中にあつた他者のプリペイドカードを抜き取り、換金し、着服したことは、児童や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成 29 年 8 月 24 日

根拠法規 地方公務員法第 29 条

※教頭は、同日付で依願退職

以 上